

# 東京地方裁判所（本庁）における 令和元年民事執行法改正後の概況

東京地方裁判所民事第21部判事  
吉川健治 Kenji Yoshikawa

## I はじめに

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第2号。以下「改正法」という。)が令和2年4月1日(不動産に関する情報取得手続は令和3年5月1日)に施行され、4年が経過しようとしている<sup>1</sup>。

本稿は、東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)本庁で、民事執行センター(以下「執行センター」という。)に所在し、すべての民事執行事件を取り扱う民事第21部および東京地裁執行官室における改正法施行後の概況をまとめたものである<sup>2</sup>。

なお、本稿で紹介する統計数値は、部内統計による概数であり、後に訂正される可能性がある。また、本稿において意見にわたる部分は、筆者の個人的見解にとどまるものであることをお断りしておく。

## II 債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上

### 1 財産開示手続の見直し

#### (1) 改正法の概要

ア 改正法では、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させるため、財産開示手続の見直しを行うとともに、(2)で後述するとおり、預貯金、振替社債等、給与債権(勤務先)および不動産に関する情報を債務者以外の第三者から取得する第三者からの情報取得手続(以下「情報取得手続」という。)が新設され、両手続を合わせて、民事執行法第4章において、「債務者の財産状況の調査」と総称されることとなった。

イ 財産開示手続については、平成15年改正により創設されたものの、必ずしも十分に活用されていない旨の指摘があったことから、改正法では、申立てのできる債務名義の種類についての制限を撤廃して、申立権者の範囲を拡大す

1 改正法に関する立案担当者の解説等として、内野宗揮「民事執行法等の改正の概要」本誌72巻9号4頁、内野宗揮編著『Q&A 令和元年改正民事執行法制』(金融財政事情研究会、2020年)がある。

2 改正法に関する執行センターの運用を紹介する文献として、内野宗揮=剣持淳子編著『令和元年改正民事執行法制の法令解説・運用実務〔増補版〕』(金融財政事情研究会、2021年)、中村さとみ=剣持淳子編著『民事執行の実務〔第5版〕不動産執行編(上)(下)』(金融財政事情研究会、2022年)、同『民事執行の実務〔第5版〕債権執行・財産調査編(上)(下)』(金融財政事情研究会、2022年)がある。